

# 令和4年度 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナによる影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等の影響を受けている低所得の子育て世帯に、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。

**給付額 児童1人あたり5万円**

**申請期限 令和5年2月28日(火)まで**

## ひとり親世帯

支給対象者…①～③の**いずれか**に該当する方

- ①令和4年4月分の児童扶養手当を受給している方  
(令和4年6月22日に支給済み)
- ②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の受給を受けていない方【★】
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方【★】



★印は「要申請」だよ!

## ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯

支給対象者…(1)(2)の**いずれか**に該当する方

- (1)令和4年度住民税均等割が非課税の方
  - ①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給している方(令和4年6月29日に支給済み)  
(※公務員【★])
  - ②高校生のみの児童を養育している方【★】
  - ③令和4年5月以降、新たに児童手当または特別児童扶養手当の対象となる児童を養育している方  
(※公務員【★])
- (2)新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、令和4年度の住民税均等割が非課税と同様の事情にある方【★】

### 問い合わせ・申請先

子育て支援課 内線2486 / 金木総合支所総合窓口係 内線3133 / 市浦総合支所総合窓口係 内線4066

## 緊急小口資金等の特例貸付を利用できない方へ

再支給可能

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

申請期限延長

新型コロナの影響が長期化する中、すでに総合支援資金の再貸付の終了などにより、特例貸付を利用できない世帯等へ、就職活動等を行うことなどを条件に自立支援金を最大3カ月間支給します。

### 支給対象者

- ▷総合支援資金の再貸付を借り終わった方
- ▷総合支援資金の再貸付が不承認となった方
- ▷総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みをいかなかった方
- ▷緊急小口資金および総合支援資金の初回貸付を借り終わった方/8月末までに借り終わる方
- \*上記に該当した上で、収入・資産・求職等の要件があります。

### 申請期限…8月31日(水)まで

\*支給要件などの詳細は、市ホームページ(右QR)をご確認いただくか、お問い合わせください。



### 問い合わせ先

- ▷自立支援金相談コールセンター Tel.0120-46-8030
- ▷自立相談支援窓口(生活応援課内) Tel.35-2166
- \*受付時間…9:00~17:00(土・日・祝日を除く)

◎ 広報有料広告

集団予防接種によりB型肝炎ウイルスに持続感染された方へ 一人でも悩まずに無料個別相談会をご利用ください

# B型肝炎 給付金について

**無料個別相談会**を行います。

日程・会場  
9/1 (木) 弘前市民文化交流館 ヒロロスクエア 3階 多世代交流室1  
9/2 (金) 五所川原市民学習情報センター 第1教室

対象者  
昭和16年7月2日~  
昭和63年1月27日生まれ

※ご遺族の方も給付金請求できます

給付金 50万円~3,600万円

※病態に応じて給付金等の内容が異なります

弁護士費用 着手金・相談料 無料 成功報酬制 ※訴訟実費別途

弁護士法人 弁護士 栗庭 幸一「あいばこういち」東京弁護士会所属 登録番号35029 プレシヤス総合法律会計事務所

東京都新宿区四谷4-3 福屋ビル6-A 【営業時間】平日 9:00~18:00  
TEL 03-5363-6333 E-mail: info@precious-law.jp  
FAX 03-5363-6334 https://precious-law.jp/

無料電話相談も 同時受付中! お気軽にお電話ください

五所川原市を応援します!!